

## [事案 2024-116] 入院給付金支払請求

・令和6年12月25日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年7月上旬から12日間、急性薬物中毒の傷病名で入院したため、令和4年12月に募集代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、自損行為であることを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除の取消し（請求①）と入院給付金の支払い（請求②）を求める。

- (1) 契約時、募集人に、ホルモンバランスの影響で、一度心療内科を受診したことを伝えたと  
ころ、一度の通院のみなら風邪の場合と変わらないので大丈夫と言われた。
- (2) 令和5年2月にうつ病と診断され月1回は通院しているが、令和4年の契約時はうつ病で  
はなく、定期的な通院は行っていなかった。心療内科の医師からは、ホルモンバランスの  
乱れかもしれないと言われており、うつ病とは言われていない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約時、申立人から、ホルモンバランスの影響で心療内科を受診したことを伝  
えられた記憶はなく、申立人の主張する事実は認められない。
- (2) 救急活動記録票によれば、この傷病は申立人の自損行為（処方薬の多量服用）によるもの  
であり、約款に定める免責事由「保険契約者または被保険者の故意」に該当する。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時および本入院時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①については、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。また、請求②については、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本入院の原因となる「急性薬物中毒」が「故意または重大な過失」であるかを認定するにあたっては、当時の申立人のうつ病の病状・程度、多量服用に至るまでの申立人の言動や精神状態、多量服用に至る動機、多量服用の態様などの事情を判断する必要があるが、当時の記憶がない申立人の事情聴取の結果等でこれを判断することは著しく困難である。
- (2) 本件については、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障される裁判手続（訴訟）において、申立人、医師等の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきである。